

受付番号 第 号

2013年11月27日

時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員

寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号 2番 答弁者 市長

質問事項 市長の公約は守られているか

《質問要旨》

市長は2011年4月の市長選で、市民に公約をかかげて当選した。次の市長選は再来年2015年4月。市長の任期も実質あと1年ほどである。

市長が公約を守るのは当然であるが、林市長が選挙で公約したことが実行されていない。この点につき、市民の批判もある。

そこで、先の市長選の資料のうち、選挙期間中に法律や条例に基づいて配布される「選挙公報」、法律の定めで市長の選挙期間中に、しかも指定されたシールを貼った上でしか配ることのできないいわゆる「法定ビラ」、そして新聞記事、選挙前の政治活動のリーフレット等を検証してみた。

林市長の選挙公報には「『偽り』のない『クリーンな施政』を実現します」とあり、法定ビラには「約束を守る」「市民のための偽りのない政治」とある。

公職者に立候補した人が、選挙公報等に虚偽の経歴を掲載した場合「公職選挙法第235条」違反になる。「政策の公約」は「経歴」ではないとしても、事実と違うことは基本的に想定されていない。

今日ここでは、以下を問う。

1. 交通弱者対策

選挙公報には「交通弱者対策」とある。選挙用法定ビラには「新たに始める8つの重点施策」とあり「5. 交通弱者のバス利用の無料化」とされ、「小学生」「75歳以上の方」「障がいのある方」の自主運行バスの利用料の無料化」と明記されている。

選挙前の政治活動のリーフレットには、「・・・利用料を無料にする」とある。

(1) まず、当該対象者の無料化による「利用料収入減」の概算は幾らか。

(2) とにかく、就任後3年目の今年においても、まったく実行されていないが、その理由をどう説明し、市民に釈明するのか。

2. 地域委員会

選挙公報には「新たに始める8つの重点施策」として「施策2 地域委員会の設置」とある。選挙用法定ビラにも、「市長選候補の公約」(4月21日岐阜新聞)にも、「地域委員会の設置」とある。

(1) 3年目の今も「地域委員会」は、言葉すら聞かないが、どうなったのか。

(2) 今後、公約通り、地域委員会を設置するのか、しないのか。

3. 給料、ボーナス、人件費など

選挙公報にも選挙用法定ビラにもまず1番目に「大幅に人件費を削減」とある。
選挙期間中の新聞では次のように報道されている。

★「新施策を8つ掲げた。費用は、私も含めた大幅な人件費の削減で賄いたい。試算では、1億数千万円だが、新たな負担は発生させない」（4月18日 毎日新聞）

★「事務所前で『今回掲げた政策は、1億数千万円かかるが、市長らの人件費を削ってまかなう。市民には負担させない』と約束」（4月18日 朝日新聞）

★「【公約】市長と特別職の給料とボーナスを一部カットし、職員数を減らして2014年度予算では人件費を11年度と比べ1億数千万円抑える（4月19日 中日新聞）

そこで問う。

(1) 市長給与については、10%削減されているが、選挙で訴えた「削減」はそんな低額だったのか。10%削減の正当性と今後はどのようなか。

(2) 公約に基づく、「市長と特別職の給料とボーナスを一部カット」とは何をさし、どの程度の数字、金額なのか。

実際に、現状はどのようなか。

なぜ、そうなっているのか、理由の説明を求める。

(3) 職員人件費の削減について、特に2012年度末の大量の途中退職等想定外の減少を除いた削減額は2011年度と2013年度比で幾らか（額と人数）。

政策としての公約は達せられているのか。

4. 市長の退職金

次に、今後について、市民の多数の期待するところを問う。

「首長の退職金」は選挙の公約となることが少なくない。

市長は、東海環状道の計画用地に広い土地がかかったことから、公職時から公共事業費での土地買収を受け、それは、きわめて多額であることは市民の周知のことである。市民感情も考えたとき、公務員としての退職金はすでに得たのだから、今後の「市長退職金」については辞退、返上すべきではないか。

以上